

(庶ろ－15－B)

令和2年2月3日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局参事官 石 井 芳 明

新型コロナウイルス感染症への対応について（事務連絡）

新型コロナウイルス感染症について、世界保健機関の緊急委員会から「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当すると宣言され、感染症法に基づく指定感染症及び検疫法に基づく検疫感染症に指定がされたところ、内閣官房等から公表されているとおり、現在、国内ではこの感染症の流行が認められる状況ではありません。

最高裁判所としては、政府の対応等を確認しながら裁判所における対応を検討し、状況に変化があれば必要に応じて各庁に速やかにお知らせしていく予定です。現状では、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に咳エチケットや手洗いなどの予防策が求められていることから、各庁におかれては、必要に応じてマスクやアルコール製剤等の備品を利用するなど、裁判所施設内での職員及び来庁者の二次感染等予防に努めてください。また、各庁において、個別の事務について対応に疑義が生じた場合には、職員が職制を通じて相談する態勢がとられているかを改めて確認するとともに、個別の対応に疑義が生じた場合には、高等裁判所を通じて総務局第一課総合監理調整係宛てに照会してください。

なお、職員に対し、別紙を回覧するなどしてこの旨を周知してください。

おって、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。

(別紙)

令和2年2月3日

職 員 各位

最高裁判所事務総局総務局

新型コロナウイルス感染症への対応について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症について、世界保健機関の緊急委員会から「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当すると宣言され、感染症法に基づく指定感染症及び検疫法に基づく検疫感染症に指定されたところ、内閣官房等から公表されているとおり、現在、国内ではこの感染症の流行が認められる状況ではありません。

最高裁判所は、政府の対応等を確認しながら裁判所における対応を検討し、状況に変化があれば必要に応じて各庁に速やかにお知らせする予定です。現状では、新型コロナウイルス感染症について、個別の事務において対応に疑義が生じた場合には、職制を通じて所属の総務課に相談してください。

なお、現時点では過剰に心配することなく、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に咳エチケットや手洗いなどの実施に努めるようお願いいたします。

(庶ろー15-B)

令和2年2月18日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局参事官 石井芳明

新型コロナウイルス感染症への対応について（事務連絡）

新型コロナウイルス感染症について、別添のとおり、厚生労働省から「新型コロナウイルスを防ぐには」が公表されましたので、参考としてお知らせします。

各庁におかれては、既に、手洗いや咳エチケットなどの感染予防策を励行していただいているところですが、このような感染予防策を講じることが改めて求められていますので、とりわけ当事者や一般来庁者等との対応に当たる職員については、必要に応じてマスクやアルコール製剤等の備品も有効に利用するなどして、裁判所施設内での二次感染等の予防に一層努めるようにしてください。また、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止のため、発熱等の風邪の症状が見られるときは学校や会社を休むようにも呼びかけられていますので、上記のような症状が見られる場合には職員が休暇を取得することを躊躇しないようにしてください。

最高裁判所としては、今後も必要な情報を速やかにお知らせしていく予定ですが、各庁において、個別の事務について対応に疑義が生じた場合には、引き続き高等裁判所を通じて総務局第一課総合監理調整係宛てに照会してください。

なお、職員に対し、別紙を回覧するなどしてこの旨を周知してください。

おって、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。

(別紙)

令和2年2月18日

職 員 各位

最高裁判所事務総局総務局

新型コロナウイルス感染症への対応について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症について、別添のとおり、厚生労働省から「新型コロナウイルスを防ぐには」が公表されましたので、参考としてお知らせします。

職員の皆さんには、既に、手洗いや咳エチケットなどの感染予防策を励行していただいているところですが、このような感染予防策に一層努めるようお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止のため、発熱等の風邪の症状が見られるときは学校や会社を休むようにも呼びかけられていますので、上記のような症状がみられる場合には休暇を取得し、登庁を差し控えるようお願いいたします。

引き続き、新型コロナウイルス感染症について、個別の事務において対応に疑義が生じた場合には、職制を通じて所属の総務課に相談してください。

# 新型コロナウイルスを防ぐには

## 新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の風邪の一種です。**発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴**です。  
感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。

**飛沫感染** 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。

**接触感染** 感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。  
特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

## 日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

**発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。**

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

## こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている  
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ **高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合**

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。  
詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)



## 一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)  
受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話での相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

<都道府県の連絡欄>

--

令和2年2月17日改訂版

(庶ろー15-B)

令和2年2月26日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局参事官 石井芳明

裁判所における新型コロナウイルス感染症への当面の対応に  
ついて（事務連絡）

昨日、政府において、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が決定されました。これに伴い、最高裁判所で新型コロナウイルス感染症対策会議を開催し、現時点での情報を基に、裁判所における当面の対応について別紙のとおり定めましたので、各庁において、必要な検討を進めてください。

裁判所における当面の対応について

令和2年2月25日

1 現在の状況

政府基本方針に記載のとおり。感染拡大防止策により、患者の増加のスピードを可能な限り抑制することが、今後の国内での流行を抑える上で、重要な意味を持つとされている。

2 今後の対策

政府基本方針を踏まえ、最高裁はもとより、各裁判所は、速やかに次の(1)~(3)の対応をとることが考えられる。

(1) 情報流通

裁判所内において、職員の健康状態、事件関係者の症状等に関する情報が速やかに収集され、伝達される態勢ができていないか確認する。また、地域における感染が拡大した場合には、特定の地域に外出自粛要請がされたり、近隣の行政機関が業務を縮小等することもあり得ることから、積極的に地域の実情（地方公共団体のみならず国の出先機関の状況、これらの機関や保健所等から提供される情報等）の情報収集を行う。

(2) 感染拡大防止策

- 引き続き、手洗いや咳エチケットなどの感染症対策を徹底する。窓口対応、弁論準備や調停、勾留質問など当事者等と近距離で対応する職員に対してはマスクの着用を促す。
- 発熱等の症状がある場合の休暇取得について改めて周知する。
- 職員の通勤手段等に関する各庁の実情に応じ、早出遅出制度を活用するなどして混雑時間帯を避けて通勤することを促す。
- 当事者等に対し、発熱等の症状がある場合には、①期日変更の検討を要するので事前に電話で裁判所に連絡をしてもらうことや、②出頭する必要があ



る場合にはマスクを着用することについて協力を求めることも考えられる。傍聴人についてもマスクの着用を許容することが相当と考えられる。

- 事件関係者等が新型コロナウイルス感染症に感染していたことが判明した場合には、保健所の指示に従い、消毒等必要な対応を行う。また、職員について新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した場合、当該職員と濃厚接触した職員の出勤の可否は保健所等の指示に従って判断することとし、指示があるまでの間、濃厚接触した職員の出勤は控えさせる。
- 広報等の行事や外部機関との会合、多人数での懇親会などについては、現在の状況が感染拡大を防ぐために「極めて重要な時期」とされていることを踏まえ、一定期間（専門家会議の見解を踏まえ3月第2週目までを目安とする）、この期間に実施する必要がある、実施日の変更が困難なものを除き、原則として延期又は中止を検討する。

### (3) 業務態勢の検討

- 新型コロナウイルス感染症に感染した職員が判明した場合には、当該職員が所属する部署の業務を部分的に縮小せざるを得ないことも考えられ、必要に応じ関係機関と連携し、そのような場面も含めた想定をしておく。支部や独立簡裁についても必要な人員を確保できるよう、応援態勢を検討しておく。
- 事件処理については、(閉鎖空間において近距離で会話を行うかといった)期日の性質や当事者の意向等も考慮した上、要急でないものについては柔軟に期日変更等を検討することが考えられる。また、(例えば、破産事件の集団免責審尋、少年事件の集団審判など)多数の当事者に一齐に出頭を求めている手続のうち、可能なものについては、他の方法によることも検討することが考えられる。

なお、今後、裁判所所在地やその周辺に外出自粛要請がされるような事態に至った場合などには、一律に期日変更等することも含めて検討を要する。

(庶ろ－15－B)

令和2年2月28日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局参事官 石 井 芳 明

新型コロナウイルス感染症への対応について（事務連絡）

新型コロナウイルス感染症への対応に関する昨日の内閣総理大臣の発言を受け、3月2日以降、全国の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校について臨時休校となる可能性があります。また、行政機関等には、休暇が取りやすくなる環境の整備、特に子どもを持つ保護者への配慮が求められており、職員の中にも子の監護等のために休暇を取得する必要がある者があると思われま

す。感染拡大への不安は子どもを持つ保護者であるか否かを問わず、すべての職員に共通するところであり、感染の流行を早期に収束させるために徹底した対策をとるとい

う上記の政府の方針を踏まえると、裁判事務を含め、管理職員等の負担で通常事務を処理する態勢を模索するのではなく、縮小された人的態勢で、可能な範囲で行える事務を行うことを検討すべきものと考えられます。

については、各庁において、学校の臨時休校等に伴い職員が休暇を取得することによる各部署の業務への影響を早急に把握した上、特定の者に業務が集中するようなことは避け、縮小される人的態勢で無理なく業務が遂行できるよう、業務の在り方について検討を行ってください。検討に当たっては、現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組が全国で講じられていることも考慮し、裁判事務についても例外とせず、別添の新型インフルエンザ等対応BCPに添付の表も参考

に、事件・手続の性質や緊急性の度合いを考慮した上で、例えば、多数の一般国民に出頭義務を課すという特質を有する裁判員等選任手続期日については実施を見送るなど、各種期日等の優先順位を検討した上で、その変更・延期をより柔軟に行うといったことも検討の対象としてください。

上記の検討をするに当たっては、裁判官の理解が極めて重要です。この書面については、裁判官、管理職員に速やかかつ確実に周知してください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。

(別添)

## 業 務 の 分 類

	民事	刑事	家事	少年	司法行政
発生時 一般継続業務のうち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書の受付に関する事務</li> <li>・保全に関する事務(特に緊急性の高いもの)</li> <li>・DV事件に関する事務</li> <li>・人身保護に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令状(身柄)に関する裁判を含む。)に関する事務</li> <li>・医療観察事件(鑑定入院命令・決定がされている事件)に関する事務</li> <li>・人身保護に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令状に関する事務</li> <li>・保全に関する事務(特に緊急性の高いもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観護措置(令状)に関する事務を含む。)に関する事務</li> <li>・少年審判(観護措置がとられている事件)に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・裁判部の一般継続業務を継続するために必要な事務(外部機関対応、会計事務、広報事務、管理事務等)</li> </ul>
	上記業務を継続するために必要な範囲内での訟廷事務				
発生時 継続業務以外の業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全に関する事務(上記以外のもの)</li> <li>・執行に関する事務(特に緊急性のあるもの)</li> <li>・倒産に関する事務(特に緊急性のあるもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・刑事公判(拘留がされている事件)に関する事務</li> <li>・略式手続に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全に関する事務(上記以外のもの)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1順位の裁判部の業務を継続するために必要な事務</li> <li>・給与事務</li> </ul>
	上記業務を継続するために必要な範囲内での訟廷事務				
発生時 継続業務以外の業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民事訴訟に関する事務</li> <li>・督促手続に関する事務</li> <li>・民事調停に関する事務</li> <li>・執行に関する事務(上記以外のもの)</li> <li>・倒産に関する事務(上記以外のもの)</li> <li>・その他の民事事件に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・刑事公判(拘留がされていない事件)に関する事務</li> <li>・医療観察事件(鑑定入院命令・決定がされていない事件)に関する事務</li> <li>・その他の刑事事件に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家事審判に関する事務</li> <li>・家事調停に関する事務</li> <li>・人事訴訟に関する事務</li> <li>・その他の家事事件に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少年審判(観護措置がとられていない事件)に関する事務</li> <li>・その他の少年事件に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2順位の裁判部の業務を継続するために必要な事務</li> <li>・検察審査会に関する事務</li> </ul>
	上記いずれにも該当しない総務・人事・会計・資料等の事務				

(庶ろ－15－B)

令和2年3月6日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局参事官 石 井 芳 明

新型コロナウイルス感染症への対応について（事務連絡）

新型コロナウイルス感染症への対応に関しては、緊急性の乏しい事件については柔軟に期日の延期・変更をすることが考えられることは既にお知らせしているところですが、感染拡大防止に向けて必要な措置を講じるという国を挙げた取組みがされている近時の状況を踏まえ、各庁、各裁判体においては、地域における感染の広がりや地方公共団体、国の出先機関等の動きを注視し、期日の実施について十分検討をしていただくことが重要と思われまます。

十分な検討の結果、期日を実施するとされた場合においても、その際における感染の拡大防止について各地の状況等に応じた配慮が必要であることは当然であり、特に、多数の傍聴者等が見込まれる事件などについては、裁判の公開原則を踏まえた上、感染の拡大を防止する観点から、政府の専門家会議やWHOなどから示されている知見を参考に、当面、概ね1メートル程度の間隔を空けて着席させるよう傍聴席の利用方法を定めるといった措置や、傍聴券交付の際の感染拡大防止策を検討するといったことも考えられるところです。また、そのような事件における報道機関への便宜供与の在り方についても考慮することが必要です。このほか、小規模の室内で行われる非公開手続の期日においては、裁判官、裁判所書記官等の職員がマスクの着用を励行することのほか、出席者の体調に応じマスク着用を協力すること

を求めることや、各裁判体において、当事者本人、代理人弁護士等の出席者の手続上の立場に応じて、適宜、席の間隔を空けて着席するといった対策を採ることが考えられますが、着席位置に関する対応に当たっては、弁護士会等関係機関の理解も得ておくことが適当と考えられます。

このような対応は、裁判体の判断と司法行政上の対応とが密接に関連するものですので、本事務連絡を裁判官及び管理職員に速やかに周知した上、事件部と事務局とが十分連携して対応ができるようお願いします。

さらに、同一期日に複数の事件が指定されている法廷や待合室など、多数の来庁者が同一の場所に滞在することが典型的に見込まれる場合について、例えば、利用者に対して適切に注意喚起を行うなど、感染リスクを低減させるための方策を講じることなどについても検討を要すると思われますので、このような点も含め、引き続き適切な対応を行っていただくようお願いします。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。

(庶ろー 1 5 - B)

令和 2 年 3 月 2 7 日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局参事官 石 井 芳 明

新型コロナウイルス感染症への対応について（事務連絡）

昨日、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく政府対策本部が設置されたことを踏まえ、本日、最高裁判所においても、新型インフルエンザ等対応業務継続計画に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置しましたので、お知らせします。各裁判所においても、対策本部等を設置して業務継続計画の実施体制を確認するとともに、各都道府県に設置される対策本部が講じる外出自粛の要請等のまん延防止措置に応じて、地域の状況に合致した業務継続計画の運用（状況に応じた業務の縮小・中断とそれに伴う人的態勢の確保）について、引き続き検討を行うようにしてください。

なお、今後政府対策本部が定める基本的対処方針等を踏まえ、改めて裁判所としての対応指針を示すことを検討していますが、現時点では、累次の事務連絡等で示した対応方針及びこれを受けて定められている各庁における基本的な方針に基づく工夫や取組の徹底をお願いします。

おって、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。

(庶ろー15-B)

令和2年3月31日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局参事官 石井芳明

裁判所における新型コロナウイルス感染症への対応について

(事務連絡)

3月28日に、政府において、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が決定されました。これに伴い、最高裁判所で新型コロナウイルス感染症対策本部会合を開催し、現時点での情報を基に、2月26日付け事務連絡でお知らせした裁判所における当面の対応について改訂し、別紙のとおり定めましたので、各庁において必要な検討を進めてください。



裁判所における当面の対応について

令和2年3月31日

1 現在の状況

政府基本方針に記載のとおり。国内では、地域において感染源の分からない患者数が継続的に増加し、こうした地域が全国的に拡大すれば、爆発的な感染拡大（オーバーシュート）を伴う大規模流行につながりかねない状況にあり、まん延防止策によりその発生を防止することが重要とされている。

2 今後の対策

政府基本方針を踏まえ、最高裁はもとより、各裁判所は、次の(1)～(3)の対応を継続するとともに、(4)～(5)の対応を検討することが考えられる。

(1) 情報流通

裁判所内において、職員の健康状態、事件関係者の症状等に関する情報が速やかに収集され、伝達される態勢ができていないか確認する。また、地域における感染が拡大した場合には、特定の地域に外出自粛要請がされたり、近隣の行政機関が業務を縮小等することもあり得ることから、積極的に地域の実情（地方公共団体のみならず国の出先機関の状況、これらの機関や保健所等から提供される情報等）の情報収集を行う。

(2) 感染拡大防止策

- 引き続き、手洗いや咳エチケットなどの感染症対策を徹底する。窓口対応、弁論準備や調停、勾留質問など当事者等と近距離で応対する職員に対してはマスクの着用を促す。
- 発熱等の症状がある場合の休暇取得について改めて周知する。
- 職員の通勤手段等に関する各庁の実情に応じ、早出遅出制度を活用するなどして混雑時間帯を避けて通勤することを促す。
- 当事者等に対しては、出頭する必要がある場合にはマスクを着用すること

について協力を求めることが考えられる。なお、発熱等の症状がある場合には、期日変更の検討を要するので事前に電話等で裁判所に連絡をしてもらう。

- 感染拡大のリスクを高める環境とされている3つの条件（①換気の悪い密閉空間，②人が密集している，③近距離での会話や発声が行われる）が重なるような期日等については，3つの条件が重なることを避けるための取組を可能な限り行う。

法廷における手続においては，多数の傍聴者等が見込まれる事件などについては，概ね1メートル程度の間隔を空けて着席させるよう傍聴席の利用方法を定めるといった措置や，傍聴券交付の際の感染拡大防止策を検討することが考えられる。また，傍聴人についても発熱等の風邪症状がある場合には傍聴を控えるよう協力を求めるとともに，マスクの着用を許容することが相当と考えられる。

- 事件関係者等が新型コロナウイルス感染症に感染していたことが判明した場合には，保健所の指示に従い，消毒等必要な対応を行う。また，職員について新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した場合，当該職員と濃厚接触した職員の出勤の可否は保健所等の指示に従って判断することとし，指示があるまでの間，濃厚接触した職員の出勤は控えさせる。
- 広報等の行事や外部機関との会合，懇親会などについては，現在の状況に鑑み，引き続き，実施する必要があつて，実施日の変更が困難なものを除き，原則として延期又は中止を検討する。

### (3) 業務態勢の検討

- 新型コロナウイルス感染症に感染した職員が判明した場合には，当該職員が所属する部署の業務を部分的に縮小せざるを得ないことも考えられ，必要に応じ関係機関と連携し，そのような場面も含めた想定をしておく。支部や独立簡裁についても必要な人員を確保できるよう，応援態勢を検討しておく。応援態勢の検討に当たっては，管理職員等一部の職員に過度な負担を負わせ

ることのないよう十分に配慮する。

- 事件処理については、期日の性質や当事者の意向等も考慮した上、要急でないものについては期日実施について十分に検討する。感染拡大のリスクを高める環境とされている3つの条件が重なることを避けることが難しい期日等の実施については、慎重に判断することが考えられる。また、（例えば、破産事件の集団免責審尋、少年事件の集団審判など）多数の当事者に一齐に出頭を求めている手続のうち、可能なものについては、他の方法によることも検討することが考えられる。
- 事件処理以外の業務に際しても、3つの条件が重なることを避けるとともに、出張による移動を減らすなどのため、代替できる場合にはテレビ会議を利用する。

#### (4) 緊急事態宣言がされた場合の対応等

- 新型インフルエンザ等特別措置法に基づき緊急事態宣言がされ、裁判所所在地やその周辺に平日の日中における外出自粛要請がされるような事態に至った場合には、新型インフルエンザ等対応業務継続計画（BCP）に規定する発生時継続業務（強化・拡充業務及び一般継続業務）を継続するほか、当該地域における感染拡大の程度、自粛要請の継続期間や関係機関の動向等を考慮し、発生時継続業務以外の業務のうち第一順位の業務等をどの程度を継続するかを緊急性の高さに応じて考慮し、具体的な継続業務を検討する。業務を縮小する結果として登庁しない職員は在宅勤務を行う。
- 上記のような事態にまで至らない場合にも、地域において、一層の在宅勤務等の要請が行われたときには、その内容に応じて、関係機関の動向等も考慮した上で、緊急性が低い業務を縮小し、例えば、部署ごとに出勤するグループと在宅勤務をするグループを分け、ローテーション等による負担の公平を図るなどの工夫をして、部署全体の機能が停止することのないよう備えることも考えられる。

(5) 対応の見直し

- まん延防止策が奏功し、裁判所の所在する地域において感染者の発生が抑制された場合には、慎重に検討を行った上、上記の各感染拡大防止策を適切に見直す。

(庶ろー 1 5 - B)

令和 2 年 4 月 7 日

高等裁判所事務局長 殿  
地方裁判所事務局長 殿  
家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局参事官 石 井 芳 明

新型コロナウイルス感染症への対応について（事務連絡）

本日、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県を対象地域として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言がされ、緊急事態措置を実施する期間が4月7日から5月6日までとされました。

裁判所は、国の一機関として、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の取組に最大限努力することが責務であり、対象地域に所在する裁判所においては、裁判所として必要な機能を維持できる範囲に継続業務を縮小して、裁判を利用する当事者及び来庁者並びに職員の移動等をできる限り回避することが求められます。

3月31日付け当職事務連絡でお知らせしている裁判所における当面の対応に関する方針に基づき、感染拡大防止措置を徹底するとともに、緊急事態宣言を踏まえ、裁判所として必要な機能を維持できる範囲に業務を縮小していただくようお願いいたします。また、緊急事態措置の対象地域及び実施期間は、新型コロナウイルス感染症の今後の状況に応じて変動するものと考えられるところ、今回の対象地域に所在する裁判所はもとより、対象地域外に所在する裁判所についても、引き続き必要な検討を進めてください。

なお、緊急事態宣言を受けた業務の継続及び縮小等の方針について、裁判官を含む全ての職員に対し、別紙を回覧するなどして、速やかに周知してください。

おって、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。

(別紙)

令和2年4月7日

職 員 各位

最高裁判所事務総局総務局

新型コロナウイルス感染症への対応について（お知らせ）

本日、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県を対象地域として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言がされ、緊急事態措置を実施する期間が4月7日から5月6日までとされました。これを受けて、対象地域の裁判所は、4月8日から緊急事態が解除されるまでの間、新型インフルエンザ等対応業務継続計画に基づく継続業務が行われる態勢となります。

裁判所は、国の一機関として、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の取組に最大限努力することが責務であり、裁判所として必要な機能を維持できる範囲に継続業務を縮小して、裁判を利用する当事者及び来庁者並びに職員の移動等をできる限り回避することが求められます。業務継続計画（BCP）に基づく各庁の方針により、継続業務を行う上で必要な職員のみが在庁して職務をし、それ以外の裁判官については在宅勤務が相当とされ、また、裁判官以外の職員については在宅勤務を命じられることとなりますので、適切に行動してください。

なお、緊急事態措置の対象地域及び実施期間は、新型コロナウイルス感染症の今後の状況に応じて変動する可能性があり、政府及び自治体等の動向を踏まえ、各庁において業務継続について検討されることとなりますので、各庁の方針に基づいて適切に行動してください。

(庶ろ一 1 5 - B)

令和 2 年 4 月 1 7 日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局参事官 石 井 芳 明

新型コロナウイルス感染症への対応について（事務連絡）

昨日、東京都等 7 都府県を対象地域とされていた、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域が、全国に拡大されました。

昨日変更された政府の基本的対処方針では、全ての都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域とするとともに、上記 7 都府県と北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府を特定警戒都道府県とし、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めて行くこととされています。

今般特定警戒都道府県に含まれた地域に所在する裁判所においては、3月31日付け当職事務連絡でお知らせしている裁判所における当面の対応に関する方針に基づき、5月6日までの間、上記 7 都府県と同様に裁判所として必要な機能を維持できる範囲に業務を縮小する態勢となると考えられます。

それ以外の緊急事態宣言の対象とされた地域に所在する裁判所においては、当該地域における平日の外出自粛要請の有無や内容、当該地域の地方自治体及び国の出先機関の行政サービスの提供状況等を踏まえた上、上記 7 都府県と同様に裁判所として必要な機能を維持できる範囲に業務を縮小することを検討していただくようお願いいたします。なお、そのような態勢をとる状況にない場合であっても、上記当職事務連絡でお知らせしている、感染拡大防止措置を徹底するとともに、今般の政府の

基本的対処方針で、感染の多い地域から少ない地域への人の移動を最小とすることが求められていることから、来庁可能性のある当事者や代理人等の事件関係者が当該県外に住所地を有する事件については、期日の変更等により、県域を超えた人の移動を避ける措置を講じることを検討してください。

おって、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。



(庶ろ－15－B)

令和2年5月1日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局参事官 石 井 芳 明

新型コロナウイルス感染症への対応について（事務連絡）

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を受け、各庁においては、裁判所として必要な機能は維持しつつ、地域の状況等を踏まえて業務を縮小する態勢がとられているものと思われます。

今後、緊急事態措置を実施すべき期間が延長されるなどした場合には、現在の業務態勢を継続することになりますが、事態が長期化してきている中での迅速な裁判の要請や早期の権利実現の必要性等を踏まえ、事件や手続の性質、早期に判断を示す必要性等を考慮した上、現状においては実施を見送っている裁判手続のうち一定程度を再開することが考えられます。その場合、当然のことながら、緊急事態宣言下において人の移動や接触をできる限り減らす観点から業務を縮小し、登庁する職員も、その縮小した業務を行うのに必要な範囲に止めることには変わりはないと思われますので、この点を十分考慮して、再開すべき手続の内容、その範囲、手続実施上の留意点等について、庁全体で方針を十分に検討し、その方針を踏まえた対応が行われるようお取り計らいください。

他方、緊急事態措置を実施すべき期間が満了するなどして緊急事態宣言が解除された場合には、新型インフルエンザ等対応業務継続計画に基づく継続業務を行う縮小した態勢を見直し、縮小していた業務を再開していくこととなります。その場合

であっても、事態が完全には収束せず、感染拡大防止に努める必要がある状況がなお継続することが想定され、裁判所としては、引き続き、いわゆる「3つの密」を避けるほか、人の移動や接触をできる限り減らすため、職員も含め来庁者数を抑制していくことが必要と考えられます。各庁において業務を再開するに当たっては、地域においてなお実施される行動制限等の内容を踏まえ、適切な水準に来庁者数を抑制するとの観点も重視した上で、再開する業務及びその業務を行う人的態勢について検討してください。

なお、上記の検討をするに当たっては、別紙のQ&Aも参考としてください。

おって、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。

## 別 紙

### 業務の再開に関するQ & A

5月7日以降の情勢は現時点では明らかではないが、緊急事態宣言が延長される可能性もあるところ、緊急事態宣言の対象地域に存する裁判所は、国の一機関として、国民の命と健康を守るため、人の接触の機会を可能な限り減らし、感染拡大防止に最大限協力することを基本的な姿勢とするべきであり、裁判所利用者に一定の不便をおかけすることにはなるが、裁判官、裁判所職員としては、緊急事態宣言の趣旨に即した行動をとることが現時点における最大の責務といえる状況にあることに変わりはない。

したがって、緊急事態宣言の対象地域にある裁判所は、新型インフルエンザ等対応業務継続計画（BCP）に基づいて、引き続き、継続業務だけを行う縮小態勢として、その業務に必要な人員が在庁して職務を行うことが原則となるが、事態が長期化してきている中での迅速な裁判の要請や早期の権利実現の必要性等を踏まえ、事件や手続の性質、早期に判断を示す必要性等を考慮した上、現状においては実施を見送っている裁判手続のうち一定程度を再開することが考えられるところ、現在の縮小態勢を維持しつつも、一部業務の再開を検討していく上で考慮すべき基本的な事項について、Q & Aを作成したので、参考にされたい（以下は、主として民事通常部を念頭においたものであるが、その他の部署についても、各担当事件の性質及び早期実施の必要性の異同を踏まえつつ、これらを参考にして、業務の再開について検討することが考えられる。）。

#### （総論）

問1 引き続き緊急事態宣言の対象地域にある裁判所において、現在の縮小態勢を維持したうえで、一部業務の再開を検討する場合に、どのような検討が必要となるのか。

答 緊急事態宣言及び外出自粛要請が現在のレベルで継続するような場合には、現

在の執務態勢を維持することが基本となるが、その場合であっても、裁判官を含む庁全体の現在の登庁人数（多くの庁では8割ないし6割減少している。）を原則としては増加させないことを前提に、可能な範囲で、縮小していた事件を一部再開することが考えられる。

まず、庁全体でどのような種類の事件を再開すべきかを検討すべきことになるが、執行事件や破産事件、新型コロナウイルスの影響に関連して緊急性が増している事件等の再開を検討し、そのうえで、BCP上第2順位である民事訴訟事件の一部再開を検討することになる。民事訴訟事件については、次回期日に判決言渡し、和解成立、弁論終結が予定あるいは見込まれる事件などのうち、緊急性の高い事件が考えられるが（被告への意思表示を含む訴状の送達なども緊急性の高い場合がある。）、裁判官を含む庁全体の現在の登庁人数を原則としては増加させないことを前提に、どのような形で民事訴訟事件の一部再開を行っていくかについては、庁規模等の実情により異なるところであり、様々な方法が想定される。例えば一つの例を挙げれば、単独事件については担当裁判官の週の登庁日を1日に固定したり、隔週で週に2日登庁することとしたりするなどし（担当書記官はその日に登庁し）、各庁・各部内において各裁判官の登庁する曜日等を調整した上で、登庁日にのみ再開業務を行うとすることなどが考えられる。各裁判官は、複数事件の当事者が重なることのないよう、期日の枠を30分程度以上の刻みとなるよう期日を指定することなどが考えられるが、登庁日においては、期日を開くのみならず、今後実施する予定の期日における審理・協議等のために必要となる事前準備や釈明等の当事者に対する連絡等も完了できるよう計画的に業務を処理する必要がある。また、担当書記官の登庁頻度の増加を避ける観点から、期日指定した事件の処理に係る調書作成等の書記官事務を勤務時間内に処理できるようにしなければならず、期日の終了時間等に配慮することが必要であるし、当該登庁日に期日を実施できる件数はかなり限定する必要があると考えられるが、その範囲の中で、登庁日に緊急性の高い事件の期日を指定ができるよう調整し、期

日を開くことになる。

合議事件については、受命裁判官を活用し、必要な裁判官（例えば、裁判長と左陪席）のみが登庁して期日を行うにとどめ、期日前合議には電話会議を活用するなどして、登庁する裁判官数を減らすための工夫を最大限行うことが必要である。また、複数の合議体がある部や合議事件の比率の高い専門部・集中部において、口頭弁論期日を開く場合など合議体の全員が登庁する日を設ける場合には、同一日に、合議の弁論準備や和解の期日、合議や単独事件の相談又は部の運営等についての意見交換を行うなどして、裁判官全員が登庁する機会を有効に活用し、トータルで登庁する裁判官の数を最少とするよう工夫することが考えられる。

各庁・各部・各裁判体において、これらの点を十分議論したうえで、再開する具体的な事件を検討し、具体的な執務態勢を検討することが必要である。

簡裁民事訴訟及び民事調停事件についても概ね同様の考え方によることになるが、庁によって、事件数の規模も異なり、緊急性の高い事件の状況も様々であり、人的態勢も様々であるから、庁の実情に沿った検討が必要である。緊急事態宣言や外出自粛要請の趣旨を踏まえて、単独調停の積極的な活用が考えられ、調停委員の登庁頻度等にも配慮しつつ業務の再開を検討することが考えられる。

問2 引き続き緊急事態宣言の対象地域であるが、仮に平日の外出自粛要請が緩和される場合には、どのような検討が必要となるのか。

答 緊急事態宣言は継続するが、平日日中の外出自粛要請が緩和されるような場合には、部署ごとに少なくとも2班に分けて交替で登庁する執務態勢をとって、問1に記載した業務を再開していくことが考えられる（なお、司法行政事務についても、再開する裁判事務を継続するために必要な範囲の事務については再開することになる。）。この場合であっても、登庁日に期日を実施できる件数はかなり限定する必要があると考えられるのは、問1に記載したとおりであり、民事訴訟事件の期日指定は、その範囲の中で検討していくことになる。

問3 緊急事態宣言が解除されても、都道府県の知事が独自に平日日中の外出自粛要請を続けている場合には、どのような検討が必要となるのか。

答 緊急事態宣言が解除されても、都道府県独自の外出自粛要請が継続されている場合には、その趣旨に鑑みて、裁判所における業務再開も一定の範囲に抑えるのが相当であると考えられ、この場合には、問2を参考にして、再開を検討していくことになると思われる。

問4 民事通常事件等において、再開する事件の期日指定数が限られているとすると、手持事件の中で優先順位を付けることになるが、どのようにして優先順位を付けるのか。

答 どの事件を優先的に再開するかについては、各裁判体において適切に判断されるべきものであるが、まずは、次回期日に判決言渡し、和解成立、弁論終結が予定あるいは見込まれる事件などのうち、長期化することを避けなければならない緊急性の高い事件が考えられる。その他の事件については、各裁判体において、前提となる人的態勢を十分に踏まえ、当事者の意向（要望）も聞きながら、再開可能な事件数の範囲内で、事案の性質、手続段階等の種々の考慮要素を勘案して適切に判断し、順次期日を指定していくこととなると思われる。

問5 期日指定ができない事件について当事者から理由を問われることが想定されるが、どのような説明をするのか。

答 再開する事件の選定についていかなる考え方を採るにせよ、早期の再開を望む当事者や代理人弁護士から、その理由を問われる可能性がある。人の接触の機会を可能な限り減らし、感染拡大防止に最大限協力する観点から、事件を順次再開していく必要があり、担当裁判官が慎重に緊急性の度合いを判断した結果であり、早期に期日指定ができない事件の当事者等においても理解をお願いしたい旨を丁

寧に説明することとなると考えられるが、裁判官と書記官の間で再開する事件の選定方針について十分に相談しておくことが必要である。

問6 再開された事件の期日を開く際には、どのような点に留意すべきか。

答 特に、いわゆる3密を避けるための留意点として、これまで示したもののほか、以下のようなことを積極的に行っていくのが相当と考えられる。

- 電話会議（ウェブ会議）を積極的に活用し（特に、他の都道府県からの移動を伴う場合）、そのために必要があれば弁論準備手続や書面による準備手続に付することも検討する。
- 非公開手続においても、和解室、弁論準備室のような狭い閉ざされた部屋を用いるのではなく、ラウンドテーブル法廷等可能な限り大きな部屋の活用を積極的に検討する。
- 口頭弁論期日においては、同一時刻に期日を指定することは原則として避け、やむを得ず複数の事件の期日を同一時刻に指定することがあるとしても、極力その数を減らすことや、傍聴席で順番を待つ機会を減らせるよう臨時の待合スペースの設営も検討する（会議室の開放等が考えられる。）。
- 簡裁民事訴訟については、多数の当事者が一斉に来庁したり、集中したりすることを避けるため、簡裁の特則（陳述擬制や司法委員の積極的活用、和解に代わる決定等）を活用することが考えられる。

（裁判官）

問7 問1の場合の裁判官の執務態勢はどうなるのか。

答 問1の場合には、基本的には現在の縮小態勢を維持することになるので、トータルとして今より登庁回数が増えないよう工夫する必要がある。問1記載のとおり、裁判官は週1日に登庁日を固定したり、隔週で週2日登庁したりすることも考えられるし、合議事件については原則として必要となる最小限の人数の登庁を

求めて処理すべきであり、在宅勤務中の裁判官との間では電話会議等を活用して合議を行ったり、受命裁判官を活用して期日を進めることが考えられる。それに加えて、複数の裁判官が登庁する場合には、同一裁判体の様々な期日を入れたり、合議や単独事件の相談の時間を入れたりなど、その機会を有効に活用することで、登庁回数を抑えるのに役立つことが可能になると思われる。

問 8 問 1 の場合、再開した事件の記録や提出書面の検討のため登庁が必要なので、その分、裁判官の登庁は増えても差し支えないか。

答 問 1 の場合には、基本的には現在の縮小態勢を維持することになるので、期日を開かない日に登庁することは厳に慎むべきことには変わりはない。登庁日を限定していることから、前の登庁日までに提出されない書面等については、裁判官は目を通すことが出来ないことを当事者に明確にして協力を求めることが必要である。

問 9 書記官に判決起案の点検等を求めてもいいのか。

答 判決言渡期日を指定した事件について、書記官に判決起案の点検等を求めることは差し支えないが、その場合には、書記官が記録を持ち帰れないことや担当書記官の登庁日においても残業を避けるべきことにも配慮し、十分な時間的余裕を持って作業を依頼することが必要である。

問 10 再開した事件の期日を指定する場合の留意点

答 各庁において、庁としての一部再開すべき業務とその処理態勢を検討したうえで、各裁判官が、共通認識の下に、再開する事件の選択、その期日の調整や指定を行っていくことになるが、各裁判官において、十分に緊急性の度合いを検討し、前提となる人的態勢も踏まえて、期日の指定を行っていく必要がある。問 1 の場合はもちろん、問 2、問 3 の場合であっても、5月7日以降、各部における事務



処理態勢の検討に相応の時間がかかることも想定されるし、再開した期日の指定や調整は、検討された事務処理態勢に応じて行われる必要があるので、いつからどのように期日の調整・指定を行うかは、庁全体で検討されるべきものと考えられる。

庁としての方針が定まれば、ホームページ上に、必要な説明を掲載して、広く裁判所利用者に理解を求めることが相当と考えられる。

(書記官等)

問 1 1 問 1 の場合の書記官等の執務態勢はどうなるのか。

答 問 1 の場合には、基本的には現在の縮小態勢を維持することになるが、期日のある日には、担当書記官が登庁することになり、現在の縮小態勢次第では、書記官の登庁する日数が増える場合もあろう。庁全体の現在の登庁人数を原則としては増加させないよう、庁全体をみて、実情に応じた態勢の構築を検討する必要がある。

問 1 2 裁判官が事件処理をすれば、担当書記官が登庁しなければならないし、主任書記官に加重な負担がかかったりして、登庁人数が増えることにならないか。

答 1 名の裁判官の単独事件を担当する書記官が 2 名いる場合には、両書記官の間で連携し、それぞれの登庁日を減らす工夫が求められる。主任書記官等のチェックが必要な和解調書等の作成については、それぞれがもともと予定している登庁日に無理なく作業を行い引継ぎができるようにしておくことが必要である。いずれにせよ、主任書記官や一部の書記官に負担が偏らないよう、公平なローテーションを構築する必要がある。

問 1 3 来庁者が増えるので、書記官室での面前の対応が増え、感染リスクが増えるのではないか。

答 来庁者及び職員双方への感染拡大防止の観点から、これまで講じている感染防止措置の徹底を図るほか、特に事件受付や書記官室など近い距離で対応を行う部署においては、民間や地方公共団体で講じている感染防止のための様々な工夫について積極的に導入することなどを検討し、感染リスクの低減に努めてもらいたい。

以 上

(庶ろ－15－B)

令和2年5月5日

高等裁判所事務局長 殿  
地方裁判所事務局長 殿  
家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局参事官 石井芳明

新型コロナウイルス感染症への対応について（事務連絡）

昨日、全国を対象地域とする新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置の実施期間が5月31日までと延長されました。

各庁においては、5月1日付け当職事務連絡でお知らせしているところを参考として、延長後の態勢について検討してください。昨日変更された政府の基本的対処方針においては、特定警戒都道府県とされている13都道府県以外の地域においては、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目指す外出自粛についての協力要請は行われず、社会経済活動の維持との両立に配慮した取組に段階的に移行していくこととされていますので、これらの地域に所在する裁判所においては、当該地域における外出自粛促しの有無や内容等を勘案し、実施する裁判手続の範囲等を検討するようにしてください。

なお、今般の政府の基本的対処方針では、いずれの地域においても、「三つの密」を避けることが求められるとともに、都道府県をまたいで人の移動をすることは、まん延防止の観点から極力避けることが求められています。延長後の態勢を検討するに当たっては、来庁可能性のある当事者や代理人等の事件関係者が当該都道府県外に住所地を有する事件については、電話会議等の活用や期日の変更等により、都道府県域を超えた人の移動を避ける措置を講じることを引き続き検討してください。

おって、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。

(庶ろー 1 5 - B)

令和 2 年 5 月 1 5 日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局参事官 石 井 芳 明

新型コロナウイルス感染症への対応について（事務連絡）

昨日，新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき緊急事態措置を実施すべき区域が，北海道，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，京都府，大阪府及び兵庫県と変更されましたので，お知らせします。

上記 8 都道府県以外の 3 9 県は，緊急事態措置の対象とならないこととなりますが，今般変更された政府の基本的対処方針では，緊急事態措置の対象地域からの移行にあたって，社会経済の活動レベルを段階的に上げていくことが強調され，対象とならない地域における外出自粛要請等の緩和等についても，慎重に対応するものとされているほか，感染状況の変化等に応じて，新型インフルエンザ等対策特別措置法 2 4 条 9 項に基づく協力要請等が検討されることとされています。緊急事態措置の対象とならない地域にある裁判所においては，引き続き，地域における外出自粛要請等の緩和状況等を注視し，5 月 1 日付け及び同月 5 日付け当職事務連絡でお知らせしているところを参考にして，「三つの密」を避けることを徹底するなどの感染防止策を講じながら実施する裁判手続の範囲等を段階的に拡大するよう，事務処理態勢を検討するようにしてください。

なお，特定警戒都道府県をはじめとする相対的にリスクの高い都道府県との間の人の移動は，感染拡大防止の観点から避けるよう求められていますので，事件処理に当たっても，そのような人の移動を避ける措置を講じることを引き続き検討して

ください。

おって、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。

(庶ろー 1 5 - B)

令和 2 年 5 月 2 2 日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局参事官 石 井 芳 明

新型コロナウイルス感染症への対応について（事務連絡）

昨日，新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき緊急事態措置を実施すべき区域が，北海道，埼玉県，千葉県，東京都及び神奈川県と変更されましたので，お知らせします。

京都府，大阪府及び兵庫県については，今般，緊急事態措置の対象とならないこととなりますので，これらの地域にある裁判所においては，5月15日付け当職事務連絡でお知らせしたとおり，「三つの密」を避けることを徹底するなどの感染防止策を講じながら実施する裁判手続の範囲等を段階的に拡大する等の点に留意して，事務処理態勢を検討するようにしてください。

なお，簡易裁判所に対しては，所管の地方裁判所から連絡してください。

(庶ろ－15－B)

令和2年5月26日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局参事官 石 井 芳 明

新型コロナウイルス感染症への対応について（事務連絡）

昨日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除されましたので、お知らせします。

今後、外出自粛等の要請は全国において緩和されていくことが見込まれますが、政府の基本的対処方針においては、「新しい生活様式」が社会経済全体に定着するまで一定の移行期間を設けるとされ、都道府県をまたぐ移動は5月末までは避けるよう促すこととされるとともに、概ね3週間程度は緊急事態宣言解除の際に特定警戒都道府県であった地域との間の移動には慎重な対応が求められていますので、実施する裁判手続を検討するに当たっては、このような点や地域の状況にも留意し、段階的に業務を再開するよう事務処理態勢を検討してください。

また、外出自粛等の要請の緩和は、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着等が前提とされています。今後の業務の再開に当たっては、裁判所に来庁する当事者等の感染への不安や心配に対し十分な配慮をすることが必要であり、期日の実施方法も含め、緊急事態宣言が解除されたからといって感染拡大前の方式に戻すのではなく、「三つの密」を避けることを徹底し、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの基本的感染対策や、業務の内容に応じた様々な感染防止策を確実に講じて業務を行うようにしてください。

職場への出勤等に関しても、引き続き、在宅勤務等の人の接触を低減する取組が

求められています。各庁においては、感染の再拡大に備えるという観点から、業務の効率にも留意して、在宅勤務等の取組を継続するようにしてください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。



(庶ろ－15－B)

令和2年10月26日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局参事官 宇田川 公 輔

新型コロナウイルス感染症への対応について（事務連絡）

最高裁判所事務総局において、本感染症の感染状況や社会情勢等を踏まえ、専門家の助言を得て、裁判所における感染防止対策の在り方について整理を進めており、今般、専門的知見を踏まえた検討の過程で重要性が比較的高いと考えられるマスクの着用と傍聴席の利用方法について、別紙のとおり考え方を整理しました。

もとより、各庁においてどのような感染防止対策を講じるかは、地域の感染状況等の実情に即して各庁において検討し実施されるべきことですが、上記考え方が公衆衛生学等の専門的知見に基づき整理されたことを踏まえ、各庁におかれては、裁判所職員におけるマスクの着用の徹底、事件関係者等の来庁者に対するマスクの着用についての協力依頼、傍聴席の利用方法の取扱いの変更等について、庁としての統一的な方針を定め、必要な措置を実施していただくようお願いします。

なお、その余の感染防止対策の在り方については、整理ができ次第お知らせする予定です。

おって、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。

(別紙)

## マスクの着用と傍聴席の利用方法について

### 1 本書面の位置付け

新型コロナウイルス感染症の感染状況や社会情勢等を踏まえ、専門家の助言を得て裁判所における感染防止対策の在り方について整理を進めているところ、専門家から、①裁判手続等において継続的に発話される場面や声高に議論される場面は感染リスクが高く、そのリスク態様に応じた対策として、マスクの着用を確実にすることが極めて重要であるとの指摘を受けるとともに、②マスクの着用と関連する事項として、社会的にも関心が高い傍聴席の利用方法について専門的知見に基づく助言を得たことから、今般、他の感染防止対策に関する部分に先行して、専門的知見を踏まえたマスクの着用と傍聴席の利用方法について考え方を整理するものである。

### 2 マスクの着用について

新型コロナウイルス感染症は、飛沫感染（一部マイクロ飛沫感染）と接触感染により感染するとされているが、これまでの感染例の分析によれば、主たる感染経路は飛沫感染であるとのことであるので、飛沫感染の防止を特に重点的に行う必要がある。マスクの着用は、発話や咳・くしゃみ等の場面における飛沫の拡散をおおむね抑制するものとして、飛沫感染の防止という観点から、効果が高い。

したがって、基本的な感染拡大の防止対策として、裁判所職員はもとより、事件関係者等の来庁者においてもマスクを着用することが重要であり、引き続き、裁判所職員において、法廷、執務室等庁舎内で執務するあらゆる場面でのマスクの着用を徹底するとともに、また、紛争等を扱う裁判手続では法廷等の手続室において大声が発せられる場面もあることからすると、事件関係者等の来庁者に対しては、マスクの着用について改めて十分な理解と協力を求めていく必要がある

と考えられる。

※健康上の理由や裁判手続において通訳人が口の動きを見て通訳する必要がある場合など、マスクを着用しないことに合理的な理由がある場合

口を覆うマウスシールドは、もともと食品衛生の観点から唾液の飛沫を飛ばさないために使用されているものであり、装着者の唾液の飛沫を飛ばさないという点においてはマスクと目的を共通にする面もある。しかし、装着者が継続して発話をする場面においては、マスクと比較すると飛沫拡散を抑制する効果は限定的である。そのため、マスクの着用代替策として、マウスシールドを利用せざるをえない場合、その効能の限界を考慮して2メートルの対人距離と換気を確保して利用する。

フェイスシールドについては、フェイスシールドを装着することにより装着者が会話時に飛沫を飛ばさないようにするためというよりは、主として他者からの飛沫が顔や特に目に付着することを防護するための資材である。飛沫拡散抑制効果はマスクと比較すると相当低く、やむを得ずマスクの代替策として使用する場合には、漏れ出る飛沫に対する対策も必要であることから、2メートルの対人距離と換気を確保して利用する。

### 3 法廷における傍聴席について

法廷における傍聴に当たって、傍聴人は、同じ方向を向いて着席し発話をしないこと（裁判所傍聴規則3条1号により傍聴人は静粛にすることが求められている。）が想定されることから、基本的には新しい生活様式の定着によりマスクが着用されていることを前提とすれば、傍聴席における感染リスクは相当程度低いということが出来る。

※上記2のとおり、マスクの着用が対面の場合を含めた感染防止対策として効果が高いことから、法廷内外のポスター掲示等によりマスク着用の徹底を図るとともに、会話等を控えるように注意喚起することによって、感染防止対策をより実効的なものとする事ができると考えられる。

他方で、一般傍聴人の連絡先は把握できないこと、傍聴人による突然の発声の可能性も否定できないことなど、法廷の傍聴における特殊性があることや、現在の感染状況、特に冬季における感染拡大の状況等が現時点では見通せず、その状

況を見極める必要があること等を併せて考慮すると、政府のイベントの開催制限の緩和等に関する考え方を踏まえても、この場面の感染リスクの態様に応じた感染防止対策としては、傍聴人間の間隔を1メートル程度空ける必要はないものの、席を1席空けとするなど一般の傍聴人の席部分を当面は50%程度とする対策を講じることが相当と考えられる。

なお、司法記者の傍聴や、事件当事者に伴う事件関係者の傍聴の場合は、普段から一定程度の接触があること、事前の注意喚起等により発言しないことを徹底できること、連絡先を把握できることから感染者が出た場合に連絡をしやすいことなどから、その感染リスクの態様等を考慮し、上記関係者間の席の間隔を設ける必要性は高くはないと考えられる。

以 上

(庶ろ－15－B)

令和2年12月4日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局参事官 宇田川 公 輔

### 新型コロナウイルス感染症への対応について（事務連絡）

最高裁判所事務総局において、本感染症の感染状況や社会情勢等を踏まえ、専門家の助言を得て、裁判所における感染防止対策の在り方について整理を進め、10月26日付け当職事務連絡でマスクの着用等についての考え方を先行してお知らせしたところですが、今般、その余の感染防止対策を含め、全体についての考え方を別添のとおり整理しました。

11月9日に、新型コロナウイルス感染症対策分科会から政府に対して提言が出されており、それを受け、内閣官房において、事業者が、感染リスクの高まる場面を踏まえて業種別ガイドラインを確実に実践することや、これまでの経験や新たな知見等に基づいて業種別ガイドラインの実効性をより高めていくこと等に向けた周知等を進めているところ、裁判所においても、同様に、感染防止対策の確実な実践と、その実効性をより高めていくことが重要となっています。上記考え方（別添）は、公衆衛生学等の専門的知見に基づき整理されたものであり、新たな知見等に基づいて感染防止対策の実効性をより高めるものとして、新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言や政府全体の取組に沿うものとなっております。

各庁において具体的にどのような感染防止対策を講じるかは、地域の感染状況等の実情に即して各庁で検討し実施されるべきことですが、上記考え方が専門的知見に基づき整理され、感染防止対策の実効性をより高めるものであることを踏まえ、

各庁におかれては、改めて現在の感染防止対策の取組を見直し、強化すべき点は強化するなど、リスクの態様に応じたメリハリの利いた実効性のある感染防止対策を庁の方針として定め、確実に実践していただくようお願いします。

なお、職員に対し、別添の資料を回覧するなどして周知してください。

おって、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。

# 裁判所の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策

令和2年12月4日  
最高裁判所事務総局

## 目 次

第 1	はじめに .....	1
第 2	本感染症に対する基本的な対策	
1	マスクの着用を確実にすること .....	3
2	体調不良者がいないことを確実にすること .....	3
3	「三つの密」の回避 .....	4
4	手洗い・消毒 .....	4
5	特に感染リスクが高い場面での対策 .....	4
第 3	裁判所における感染防止対策の具体的な取組	
1	マスクの着用の徹底（飛沫感染防止策） .....	5
2	手洗い，消毒について（接触感染防止策） .....	7
3	体調不良時の対応 .....	8
4	「三つの密」の回避 .....	13
5	手続選択及び期日指定の在り方 .....	20
6	その他の注意喚起の徹底 .....	22
第 4	おわりに .....	23



## 第1 はじめに

裁判所においては、新型コロナウイルス感染症（以下「本感染症」という。）の感染防止対策として、これまで政府の専門家会議や厚生労働省から示された知見を参考に、手洗いや咳エチケット、マスクの着用等の感染症予防策を徹底するとともに、「三つの密」を回避するための取組（広い部屋の使用、窓を開けるなどの換気、電話会議やウェブ会議等の当事者の来庁を求めない裁判手続の活用など）を進めてきたものである。

今般、本感染症の感染状況や社会情勢等を踏まえ、感染拡大防止と司法機関としての機能の適切な維持を図るべく、国際医療福祉大学医学部公衆衛生学和田耕治教授を司法行政事務の適正な遂行の確保に関する有識者委員として委嘱し、公衆衛生学等の専門的知見を得ながら、これまでの裁判所における感染防止対策の効果を確認するとともに、裁判手続や法廷等の特殊性を踏まえた裁判所の感染防止対策の在り方について、リスクの態様に応じたメリハリの利いた対策を進めるため整理を行い、このたび、裁判所として行っていくべき取組全体をとりまとめたものである。

和田教授には、裁判所の実際の状況を把握してもらうため、東京地方裁判所及び東京家庭裁判所の様々な裁判手続室や執務室等を視察していただき、その後も繰り返し打合せ等を重ね、多大なご助力をいただいたことから、この機会に改めて御礼を申し上げたい。

今回のとりまとめのポイントは、専門家に相談した結果、裁判所のこれまでの取組は、基本的には、感染防止対策の観点から効果的であると確認することができ、裁判所としては、引き続き、これらの取組を徹底していくこととし、その中で、各地域における現在に至る感染状況の推移の下で、取組をより強化すべき点は、その強化を図るとと

もに、リスク態様に応じて一定の緩和を含めたメリハリをつけ全体として適切なものとしていこうとするものである。

具体的には、感染防止対策として極めて効果が高いマスクの着用について、ポスターの掲示や、事件関係者に繰り返し理解と協力を求めることなど、マスクの確実な着用を改めて徹底し、また、各種の感染防止対策の前提として、体調不良者の来庁をできる限り回避することの確保に向け、各場面でその案内を繰り返すなどの取組を進め、更に、感染リスクの高い昼食などの食事をする場面について配慮をするなど、感染リスクの高い場面を特に意識して、その取組を強化することとしている。

他方で、傍聴席の利用方法、消毒の態様等、それぞれの場面での感染リスクの程度を考慮し、継続的な取組を確保するため、傍聴席の利用制限を緩和するなど、そのリスク態様に応じて一定の緩和を含めた適切なものとし、全体として、リスク態様に応じたメリハリの利いた感染防止対策を実施することとしている。

なお、研修機関である司法研修所及び裁判所職員総合研修所（食堂、寮を含む。）の取組については、本とりまとめに盛り込んでいないが、和田教授のご助言を得て、適切な対策を実施している。

おって、本とりまとめの感染防止対策の整理は、現時点での整理であり、今後の感染状況の変化、新たな知見の蓄積等を踏まえ、適時に見直していくこととする。

## **第2 本感染症に対する基本的な対策**

（ポイント）

これまでの感染例の分析等によれば、マスクをせずに会話をしたり、食事をする場面の感染リスクが高いことから、マスクの着用を確実に

すること（後述 1）や食事の場面での配慮（後述 5）が重要である。また、本感染症についてはその感染力の態様から、体調不良者の来庁をできる限り回避することが感染リスクを効果的に低減するために必要である（後述 2）。

## **1 マスクの着用を確実にすること**

本感染症は、飛沫感染（一部マイクロ飛沫感染）と接触感染により感染するとされているが、これまでの感染例の分析によれば、主たる感染経路は飛沫感染であるとのことであるので、飛沫感染の防止を特に重点的に行う必要がある。

マスクの着用は、発話や咳・くしゃみ等の場面における飛沫の拡散をおおむね抑制するものとして、飛沫感染の防止という観点から、効果が高い。

裁判手続等において継続的に発話される場面や声高に議論される場面は飛沫感染のリスクが高く、そのリスク態様に応じた対策として、マスクの着用を確実にすることが極めて重要となる。

## **2 体調不良者がいないことを確実にすること**

本感染症においては、発熱、呼吸器症状（咳、喉の痛み等）、倦怠感の症状が多くみられる。また特徴的な症状として、味覚・嗅覚障害もみられ、一部に下痢症状もみられる（基本的症状としては、発熱だけでなく、喉の痛みや咳にも注意が必要である。）。

発症時及び発症前後の 2 日間に感染力を有し、特に、発症初期の感染力が高い。

このようなことから、体調不良者の来庁を可能な限り回避することを確実にすることが必要である。

### **3 「三つの密」の回避**

感染の態様が上記1のとおり飛沫感染と接触感染であることや、新型コロナウイルスの集団感染が発生した場所についての調査結果等によると、換気が悪い空間（密閉空間）、多くの人が密集している（密集場所）、互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為が行われる（密接場所）という3条件に当てはまる場所が感染を拡大するリスクが高いとされている。そうすると、基本的な感染防止対策としては、①密閉空間にしないよう、適切な換気をすること、②密集を避けるために多くの人が参加しないようにすること、③人と人の間の身体的距離をとり、近接した距離での会話や発声を避けることが重要である。

### **4 手洗い・消毒**

接触感染のリスクに対する対策としては、引き続き、各自が容易に実行でき、ウイルスを含むかもしれない飛沫を洗い流すことのできる手洗い（手洗いの後、消毒液を使用する必要はない。）を励行することが肝要である。手洗いがすぐにできない状況では、手指のアルコール消毒液で消毒をすることも有効である。

機器備品の消毒については、感染リスクの態様に応じて消毒することが必要であり、例えば、ドアの取っ手やノブなど、手で触れる共用部分は適宜消毒を行うことが望ましい（ウェットティッシュ（アルコールを含むものなど）を利用することで良い。）。

### **5 特に感染リスクが高い場面での対策**

特に感染リスクが高いと考えられるのは昼食時などの食事の場面である。昼食時は、マスクなしで会話をするにつながらやすく、感染

リスクが高まることから、食事中の会話を控えるほか、食事の前後等において、会話をする際にはなるべくマスクを着用することを意識する必要がある。食事中に会話を行う場合には、着席する位置について正面や真横を避けたり、パーティションを設置したりすることが望ましい。

### **第3 裁判所における感染防止対策の具体的な取組**

(ポイント)

第2の専門的知見など専門家の助言を踏まえ、既に行われている取組も含め、リスクの態様に応じた効果的な対策として整理できる次の1から6までの対策を全国の裁判所で確実に実施していく。

(なお、各項目の「具体的な取組例」は、各地の感染状況等の実情に即して各庁のそれぞれの取組を検討するに当たって参考としてもらう取組例の例示である。)

#### **1 マスクの着用の徹底（飛沫感染防止策）**

##### **(1) マスクの常時着用**

引き続き、裁判所職員において、法廷、執務室等庁舎内で執務するあらゆる場面でのマスクの着用を徹底する。

また、紛争等を扱う裁判手続では法廷等の手続室において大声が発せられる場面もあることから、事件関係者等の来庁者に対しては裁判所ウェブサイトやポスターの掲示等により改めて十分な理解と協力を求め、原則としてマスクの着用を要請する。

(具体的な取組例)

- ・ 期日呼出状等の当事者等事件関係者に対する連絡文書の中で、来庁時及び裁判手続の際のマスクの着用を要請する。
- ・ マスクを持参していない当事者等（マスクの着用に支障がな

い者) に対し、序用のマスクを交付して着用を要請する。

- ・ 少年の観護措置決定の執行を職員が行い、車両で移動する場面では、職員においてマスクを着用し、少年等に対してもマスクの着用を要請するとともに、可能であれば適宜換気を行うのが望ましい。

## (2) マスクを着用しないことに合理的な理由がある場合の代替手段

次のアからウの場合など、マスクを着用しないことに合理的な理由があり、代替策としてマウスシールドやフェイスシールドを利用せざるを得ない場合には、2メートルの対人距離と換気を確保する。

ア 健康上の理由があり、マスクの着用が困難な場合

イ 聴覚障害のある方が相手の口の動きを見る必要がある場合

ウ 通訳人が相手の口の動きを見る必要がある場合

※ 口を覆うマウスシールドは、もともと食品衛生の観点から唾液の飛沫を飛ばさないために使用されているものであり、装着者の唾液の飛沫を飛ばさないという点においてはマスクと目的を共通にする面もある。しかし、装着者が継続して発話をする場面においては、マスクと比較すると飛沫拡散を抑制する効果は限定的である。そのため、マスクの着用の代替策として、マウスシールドを利用せざるを得ない場合、その効能の限界を考慮して2メートルの対人距離と換気を確保して利用する。

フェイスシールドについては、フェイスシールドを装着することにより装着者が会話時に飛沫を飛ばさないようにするためというよりは、主として他者からの飛沫が顔や特に目に付着することを防護するための資材である。飛沫拡散抑制効果はマスクと比較すると相当低く、やむを得ずマスクの代替策として使用する場合には、漏れ出る飛沫に対する対策も必要であることから、2メートルの対人距離と換気を確保して利用する。

<参考：マウスシールドやフェイスシールドによる代替策で対応できない場合>

基本的には、マウスシールド等で対応できると考えられる。

例外的に、上記対応ができない場合には、アクリル板等のパーティションを利用することも否定されないが、発話者からの距離・高さ等の設置態様（発話者から1メートル内、着席時に机上の高さが約70センチメートル）の点で感染対策として問題がないか、安全上の問題（パーティションを用いた自傷他害のおそれ等）はないか、当該場面でのみ利用することを合理的に説明できるか、当事者や傍聴人からの見え方など、その利用の相当性について慎重に検討する必要がある。

＜参考：フェイスシールドの利用について＞

警備の場面や不特定多数の来庁者の案内をする場面（傍聴券配布の際や入札手続における案内等）など、対象者がマスクを着用せず、身体的距離が十分に確保できない場面、そのほか必要と認める場合に、対応者は、マスクの着用に加え、フェイスシールドを装着して対応する。

## 2 手洗い、消毒について（接触感染防止策）

### (1) 職員及び来庁者に対する手洗い・手指消毒の励行の周知

庁舎内に手洗い・手指消毒を励行するポスターを掲示する。

### (2) 手指消毒薬の設置

庁舎内（庁舎出入口付近、受付付近、法廷・手続案内室付近、執務室内等）に手指消毒薬を設置する。

### (3) 共用部分等の消毒

不特定多数が共有して口が触れうる又は飛沫が直接付着しうる部分（マイクなど）については、使用終了後に消毒する。

特定の複数の者が使用して飛沫が直接付着しうる共用電話を使用する場合は、負担にならない範囲で適宜の消毒を心がける。

そのほかに手が高頻度で触れる共用部分（ドアノブ、机、コピー機やシュレッダー等のボタン、共用パソコン、エレベーターのボタン等）は、適宜消毒をすることが望ましい（注）。

（注）飛沫が明らかに付着した時に消毒をする。

(具体的な取組例)

- ・ 手が高頻度に接触する部位（ドアノブ，机，コピー機やシュレッダー等のボタン，共用パソコン，エレベーターのボタン等）については，飛沫が明らかに付着した時にウェットティッシュで拭く。
- ・ 家裁の児童室を使用する際は，使用開始時と終了時の手洗いをする（手洗い又は手指の消毒が実施されれば，調査終了ごとの消毒は必要ない。）。また，年齢からして使用見込みのない玩具等は撤去するなどして当事者等が不必要に触れないようにする。なお，15歳未満の感染については成人と比べて限定的であることから，過剰な対応は行う必要はなく，使用後に飛沫が明らかに付着している時にウェットティッシュで拭く。
- ・ 職員又は来庁者が感染したこと（又は感染した可能性があること）が報告された場合には，保健所の指示があればそれに従って消毒をする。ただし，報告があった際に既に数日程度（発症時から5日程度）過ぎている場合，この段階においては既に飛沫が付着していても感染力が低下していることもかんがみて，明らかに飛沫が付着していると思われる部位があれば，その部位を消毒することで足りると考えられる。その際は，厚生労働省作成の消毒に関するガイドラインを参考にする。

### 3 体調不良時の対応

#### (1) 職員について

各部署は，体調不良者が安心して休める環境作りを心がける。

職員は，感冒様症状が見られるなどの体調不良時（3頁2項参照）には電話で上司に報告し，休暇を取得して登庁を差し控えるよう（登



庁後に体調不良となった場合には、上司に報告し、速やかに退庁するよう)、職員に対して周知徹底をする。感染拡大防止の観点から、感染力の高い症状の出始めに登庁しないことが特に重要となる。

当該職員が、医療機関を受診し、医師から勤務等について個別の指示・助言を受けている場合は、当該職員及び上司等はそれに従って対応する。

他方で、当該職員が軽症であるなどの理由から医療機関を受診せずに自宅療養をした場合(受診したが、医師の指示・助言がない場合を含む。)は、上司等において、本感染症の感染力等を踏まえ、上記感冒様症状がなくなってから、48時間の経過後を目安として当該職員に登庁させて差し支えないと考えられる(48時間を経過するまでは、在宅勤務を命じるなどして、登庁を控えさせる。)。他方で、咳等の症状が長引いて発症時から8日間を経過し、当該職員において登庁に支障がないときは、本感染症の感染力が発症時から8日間程度で消失することから、8日経過後の登庁を認めることも考えられる。

なお、職員を必要以上に長く休ませるようなことや、職員に対して検査結果を提出させて本感染症の陰性の証明を求めるようなことは行わない。

## **(2) 来庁者について**

当事者等事件関係者及びその他の来庁者には、発熱等の体調不良時には来庁を控えていただくよう協力依頼をする。

(具体的な取組例)

- ・ 裁判所ウェブサイトにより、当事者等事件関係者が体調不良の際には、来庁を控えていただき、担当部署に連絡していただくよう広く案内する。

- ・ 期日呼出状等の当事者等事件関係者に対する連絡文書の中で、体調不良の際には来庁を控えていただき、担当部署に連絡していただくよう要請する。
- ・ 弁護士会、検察庁等の関係機関に対し、代理人や検察官自身が体調不良の場合には、来庁を控えていただき、担当部署に連絡していただくよう、又、体調不良がある当事者等事件関係者の同行を控えていただくよう要請する。

### (3) 検温について

来庁者には、体調不良時には来庁を控えていただくよう案内し、また、来庁時には感染リスクの低減効果が高いマスク着用を要請した上で、来庁者から咳や発熱等の症状を伴う体調不良の申出があれば、特段の事情のない限り、退庁していただくよう促す。この際、新型コロナウイルス感染症に罹患している場合でも、必ずしも発熱があるとは限らないことにも留意する。

<参考：体調不良の方が来庁し、裁判所庁舎において一定の手続をすることがある場合の対応について>

体調不良がある来庁者に対しては、上記のとおり、退庁していただくよう促すのが基本である（書面の提出については郵送を、裁判手続については来庁を必要としない電話会議の方法等を、できる限り活用するなど）が、保全等の緊急性の高い事件の申立書の提出や当該審理手続の参加などのために必要がある場合は、一般来庁者や当事者が利用しない別室を利用して対応する。その際には、後記4（3）の手続室等の使用上の留意点を踏まえる。

個別の判断に基づき必要性があつて裁判所による検温を実施する場合は、検温器（体温計）を介した感染拡大がないよう消毒措置を並行して実施する。

(具体的な取組例)

- ・ 裁判員裁判において、①裁判員候補者に対し、来庁前の事前検温、来庁時の体調不良者及び事前検温未実施者に対する検温の協力依頼を行っている、②裁判員又は裁判員候補者に対し、検温の協力依頼をする。

#### (4) 職員及び来庁者の感染（又は感染可能性）が判明した場合

##### ア 職員の場合

職員は、感染や、陽性者と濃厚接触者となり検査を受けるなどその感染可能性が判明した場合には、体調不良時と同様に上司（所属する部課室）に速やかに状況を報告する。報告を受けた部課室は、速やかに事務局と情報を共有し、連携して、在宅勤務を命じるなど、必要な対応を行う。差別的な対応をしないことは当然のこととして、情報の共有等の点については、プライバシーに係る個人情報保護の観点から取扱いに十分留意する。また、当該職員がきちんと職場に復帰できることを目標として、その復帰時期等を周囲の職員に対して説明し理解を得るなど、必要な支援を行う。

(具体的な対応例)

- ・ 当該職員の現在の体調を確認するほか、咳や発熱等の発症日（無症状の場合は検体採取日）から2日前以降の勤務状況（当事者等事件関係者や他の職員との接触状況）を確認する。
- ・ 上記の接触状況に応じ、当事者等事件関係者への連絡の要否、接触した他の職員を出勤させることの可否を検討する。検討に当たっては、保健所に相談し、保健所の指示がある場合は、その指示に従う。
- ・ 職務への影響（例えば期日の取消しの要否等）を確認する。

##### イ 当事者等事件関係者の場合

関係する部課室等と事務局が連携し、いつ、どの裁判所（部課室等）に出頭したか、他の当事者及び職員との接触状況、以後の期日等の状況等を確認の上、対応を検討する。

なお、その前提として、当事者、弁護士、身柄拘束中の被疑者・被告人等の事件関係者の感染が判明した場合には、関係する裁判所へ速やかな連絡がされるよう、関係機関に対してその必要性についての十分な理解と協力を依頼する。

（留意点）

感染等の情報はプライバシーに係る個人情報であるから、その取扱いには十分留意する必要がある。他方で、裁判所における感染拡大防止のために必要な対応を行うに当たって一定の限られた範囲で当該情報を共有することは必要であるから、事前に、及び具体的なケースが生じた場合に、この点について関係機関の理解を得ておくことが相当である。

仮に、当事者が感染していたとしても実施することが想定される勾留質問や観護措置手続の際は、当該当事者のマスクの着用が確実にされるよう関係機関に対して要請する。

手続を実施する際は、職員のマスク着用を前提として、アクリル板が設置された面会室（音が聞こえないなどの支障の生じない範囲でアクリル板にある穴は塞ぐ措置を講ずる。）、ビニールカーテンのある部屋、2メートル以上の距離を確保できる部屋を使用する。

なお、当該当事者がマスクを着用していれば、ゴーグル、防護服や手袋等を使用する必要はなく、職員において手続終了後に手洗いを行えば足りる。

## 4 「三つの密」の回避

### (1) 傍聴席について

傍聴席の利用の考え方としては、①傍聴人は同じ方向を向いて着席し発話をしないことが想定されることから、マスクが着用されていることを前提とすれば傍聴席における感染リスクは相当程度低いといえること、他方で、②法廷の傍聴席の特殊性（傍聴人の連絡先を把握できないこと、傍聴人による突然の発声の可能性が否定できないこと等）や、冬季における感染拡大の状況等を見極めていく必要があることを考慮し、当面は傍聴席を1席空けとするなど一般の傍聴席部分を50パーセントとすることが相当と考えられる。また、③司法記者の傍聴や、事件当事者に伴う事件関係者の傍聴については、普段から傍聴人間の接触が一定程度あること、事前の注意喚起等により傍聴席で発言等しないことを徹底できること、傍聴人の連絡先を把握できることなどから席を空ける必要性が高くないと考えられる。

（具体的な取組例）

- ・ 一般傍聴席を1席空けとするに当たって、感染リスクを高めないように、法廷内外のポスターの掲示等により、マスク着用の徹底と会話を控えることの注意喚起をする。

### (2) 傍聴希望者の密集・密接防止

傍聴希望者が多い事件においては整理券を配布し、傍聴席確保のために列を作って並ぶ必要がないようにする。列を作らざるを得ない場合には、マスクの着用を前提として、列に並ぶ人と人との間隔を1メートル程度空けていただくよう予め案内する。

（具体的な取組例）

- ・ 傍聴券交付事件では、抽選傍聴券の配布は原則として庁舎外

で行い、当選者の発表は必要に応じ複数個所に掲示する。

- ・ 傍聴希望者が比較的多いと見込まれる事件では、抽選傍聴券交付につき各自で脱着可能なリストバンドを用いるとともに、抽選を棒抽選ではなくパソコン抽選とし、抽選結果を裁判所ウェブサイトに掲載する。

### **(3) 手続室等（法廷，弁論準備手続室，調停室等）の使用上の留意点**

裁判所においては、マスクの着用を徹底した上、体調不良者の来庁を回避するようにしていることや、体調不良者がいれば退庁していただくなどの対応ができることから、これらの対策によって、手続室という場所において、感染拡大の場としてのリスクを制御できるといえる。

このため、以下のアからウに記載の「三つの密」に対する対策は更に追加することによって一層のリスク低減につなげることができるとして、これらの対策を、できる限り、実践していくこととする。

#### **ア 密集回避**

手続参加者の人数を手続遂行に支障のない範囲に極力抑えていただくよう依頼する。

(具体的な取組例)

- ・ 当事者，代理人，検察官，弁護士等に対し，出頭者数・法廷内着席者・傍聴席利用者等を必要最小限の人数としていただくよう依頼する。

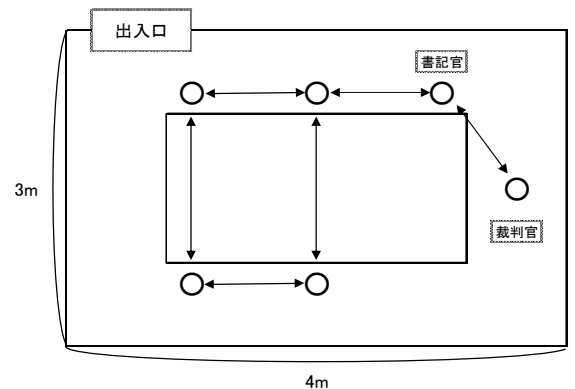
#### **イ 密接回避**

当事者等事件関係者や手続参加者等（想定される傍聴人等を含

む。)の人数に応じ、密接回避可能な広さの手続室を選択する。

法廷・手続室において発言することが想定される当事者等事件関係者は、マスクを着用しているという前提で、人と人の距離を1メートル程度確保する（例えば、窓がなく、内廊下にしか出入口がない12平方メートル程度の手続室においても、1メートル程度の距離が確保できればよい。換気の点については、後記ウ参照）。

(人と人との間に1メートル程度の距離を確保した着席例)



<参考：ビニールシート等のパーティションの使用例について>

受付や手続案内などの場面では、人と人との間に1メートルの距離を確保できないこともあり、不特定多数の者と対応する必要があってマスクを着用しない来庁者との対応がありえることから、飛沫拡散防止対策として人と人との間にビニールシート等のパーティションを設置することも考えられる。

他方で、手続室において、マスクの着用を前提とすると、対面であっても人と人との間に1メートル以上の距離が確保されている場合は、基本的にはパーティションを設置する必要はない（手続室の利用者が不安を感じる場合に、個別の必要性の判断に基づき、ビニールシート等のパーティションを設置することは否定されない。）。

(具体的な取組例)

- ・ 当事者又は代理人が出頭する弁論準備手続等は、可能な範囲で、

ラウンドテーブル法廷等の広い部屋を用いる。

- ・ 裁判員裁判の選任手続や評議は、広い会議室を用い、状況に応じ、選任手続を2部屋に分けて実施したり、裁判員の昼食等の部屋を別途用意したりする。
- ・ 被告人の出頭しない公判前整理手続や打合せであっても、法廷を使用して人と人との間の距離を確保する。
- ・ 審判廷の当事者等の座席配置を変更し、人と人との間の距離を確保する。
- ・ 手続案内を行う受付カウンターの一部の席を使用せずに間隔を開け、先頭から1メートル程度の間隔で、受付待ちで列に並ぶ者の立ち位置を床面に足形を貼付して、受付に訪れる者同士の距離を空ける。
- ・ 破産事件の債権者集会期日や民事執行事件の開札期日で、使用する会議室等について原則として1席空けた配席とする。
- ・ 裁判員裁判において、法壇上の裁判員と裁判員の間、裁判官と裁判員の間にはアクリル板等のパーティションを設置する。
- ・ 手続案内を行う受付カウンターにビニールシート等を設置する。
- ・ 調停手続を行う調停室において、調停委員会と当事者の席との間に1メートル程度の距離を確保できない場合にビニールシート等のパーティションを設置する。

※ 幼児等を対象とした調査を行う際、幼児等のマスクの着用が困難で、距離を確保することもパーティションを設置することも難しい場合もありうる。ところ、15歳未満の感染については成人と比べて限定的であることから、幼児等がマスクを着用していなくても、職員がフェイスシールドの着用をするまでの必要はないと考えられるが、当



事者等事件関係者の理解が得られ、職員が念のための対応として希望する場合にはフェイスシールドの着用も許容される。

#### ウ 密閉回避

空調設備による機械換気がされている、又は窓があるなど、必要な量の換気が可能な手続室を選択する。

上記の機械換気がされている、又は窓がある手続室の利用に当たっては、可能な範囲で手続等が長時間連続しないようにすることを心がけることとする。1時間以上連続して手続室を使用する場合は、1時間に1回、数分程度、窓やドアを開けて換気する（可能であれば2か所開けるが、窓がなくドアが1つしかない場合はドアを開けることでよい。機械換気がされていない場合は、2か所開けることを心がける。）。

（具体的な取組例）

- ・ 機械換気がされておらず、窓のない手続室は、原則として、裁判官一人で電話会議をする場合にのみ使用する。

※ 扇風機やサーキュレーターは、窓に向けて稼働させることで空気の換気を促進することができるが、窓がないところでは、かえって飛沫を拡散させるリスクもあり、効果的な使い方は難しいことから、使用については強く勧めるものではない。

### （4） 待合室・待合スペースの使用上の留意点

#### ア 密集・密接回避

待合室を複数設けることによって一室の利用人数を抑制したり、広い部屋を待合室としたり、マスクの着用を前提として、着席について1メートル程度の間隔を確保する。

(具体的な取組例)

- ・ 待合室を複数確保する。待合室が満員となる出頭人数が見込まれる期日がある場合は、他に待合室とする部屋を確保する。
- ・ 会議室等の広い部屋を待合室とする。
- ・ 待合室や待合スペースにおいて、間隔を開けて着席するよう促すポスターを掲示する。
- ・ 裁判員選任期日の受付につき、先頭から1メートル程度の間隔で床面にガイドテープを貼付し、列に並ぶ者同士の距離を空ける。
- ・ 民事，家事の受付案内を行う窓口と書面提出など短時間の対応で足りる用向きの窓口を分け，窓口への来庁者の待合スペースでの滞留を防ぐ。
- ・ 物理的に対人間の距離の確保が難しい待合室について，ビニールシート等のパーティションを設置する。
- ・ 待合室や待合スペースに，マスクの着用や大きな声での会話を控えることを呼びかけるポスターを掲示する。

#### イ 密閉回避

待合室（使用されている日）について，1時間に1回程度，数分程度，窓又はドアを開けて換気する。

(具体的な取組例)

- ・ 窓のある会議室等を待合室とする。
- ・ 「換気のためドアを開けることがあります。」とのポスターを待合室に掲示し，定期的に換気を実施する。

#### (5) 会議室の使用上の留意点

「三つの密」の回避については，第3の4(3)の「受付室等の使用

上の留意点」と同様である。会議、研修等で会議室を使用する場合、説明者（講師等）及び参加者がマスクを着用し、体調不良者がいないことを前提に、次のような対策を行う。

ア 講義形式で使用する場合

説明者（講師等）と受講者の間に1メートル程度確保する（説明者が長時間一方的に発話する場合には、可能であれば2メートル程度あることが望ましい。）の距離を確保する。参加者が発言する場合は、参加者間で1メートル程度の距離を確保する。

イ ロの字型で使用する場合

ロの字型で、参加者が発言する場合、参加者間の距離は1メートル程度確保する（アクリル板の設置は角分部も含めて不要）。

ウ 換気

1時間に1回、数分程度、窓又はドアを2か所開けて換気する。

## (6) 執務室における留意点

「三つの密」の回避については、職員がマスクを着用し、体調不良者が登庁しないことを前提として、第3の4(3)の「手続室等の使用について」と同様である（執務室内で昼食をとる場合には、食事会の会話を控え、食事の前後等において会話をする際にはなるべくマスクを着用することを意識する。）。

大部屋等、多人数の執務室については、適切な換気の確保ができるように特に留意する必要がある。

（具体的な取組例）

- ・ 職員同士が向かい合って着席している机の間に1メートル程度の距離が確保できない場合に段ボールパーティションを設置する（1メートル程度の距離が確保できる場合でも、自席でマスクを外して昼食をとることが多いなどの事情を考慮して、パ

ーティションを設置することも考えられる。)

#### (7) エレベーターの使用上の留意点

エレベーターについては、乗る時間が短時間で、マスク着用を前提として会話がされなければ感染リスクは低いことから、乗員数を制限しないが、会話を控えていただくよう注意喚起する。

(具体的な取組例)

- ・ 「マスクを着用し、会話はお控えください。」とのポスターをエレベーター内に掲示する。

### 5 手続選択及び期日指定の在り方

裁判官等の判断事項に関わる部分であるが、感染防止対策の観点から、事件の内容や当事者等事件関係者の意向等を踏まえ、次のような運用上の工夫が考えられる。

#### (1) 「三つの密」の回避の観点

##### ア 密集・密接回避

- 当事者の出頭を要しない手続（民事訴訟における書面による準備手続（電話会議やウェブ会議を利用するものを含む。）等）を積極的に活用する。
- 地域の感染状況に応じ、当該裁判所に出頭する当事者等事件関係者の総人数を抑えるため、（事件分野を問わず当該庁の総数として、又は事件分野ごとに）当事者が出頭する期日の総指定件数等に目安を設ける。
- 待合スペース、手続室等への密集回避のため、同一時間帯に期日指定が集中することを回避する。

(具体的な取組例)

- ・ 原則として、同一法廷、同一時刻に多数の事件を指定しない

(地裁民事)。

- ・ 原則として、同一法廷，同一時刻の期日指定の件数を一定程度に制限し，待合スペースを活用して密集を避ける(簡裁民事)。
- ・ 民事訴訟の第1回口頭弁論期日につき，当事者双方に代理人が就いた段階で，口頭弁論期日を取り消して弁論準備手続に付すなどして電話会議やウェブ会議を利用する。
- ・ 単独調停を活用し，併せて調停に代わる決定(審判)も積極的に活用する。
- ・ 家事審判事件で，書面審理で足りる事件は積極的に書面審理を活用する。
- ・ 家裁調査官の調査で，書面照会や電話による聴取で調査の目的を達することができる事案では，それらの方法を積極的に活用する。
- ・ 倒産事件のうち，同時廃止事件について，原則無審尋で運用したり，管財事件について，債権者集会の非招集型手続を活用したりする。

#### イ 密閉回避

第3の4(3)「手続室等の使用上の留意点」について実効性を確保する。

(具体的な取組例)

- ・ 密閉した手続室を使用する可能性の高い手続(弁論準備手続，和解，調停等)で，密閉のリスクのない他の手続(準備的口頭弁論，書面による準備手続，裁定和解，調停に代わる決定等)により代替可能なものは，手続進行に支障のない範囲で代替手続を優先して選択する。
- ・ 手続進行に1時間以上を要する場合に，途中で換気に必要な

休廷等の時間を考慮して期日を指定する。同一日に期日を連続して指定する場合、期日間に換気に必要な時間を設けることを考慮して期日を指定する。

## (2) 人と人との接触機会を減らすための在宅勤務の活用

国や地方自治体の方針、感染状況等に応じて在宅勤務を活用する。

### ア 裁判官の在宅勤務活用のための調整

在宅勤務日の確保も考慮して、期日を指定する日を限定する。

### イ 裁判官以外の職員の在宅勤務活用への配慮

- ・ 裁判官の在宅勤務日と合わせて書記官等の在宅勤務日を確保するため、期日を指定する日を限定する。
- ・ 書面による準備手続のうち裁判官のみで実施できる場合に実施する日を限定し、書記官等の在宅勤務日を確保する。

## 6 その他の注意喚起の徹底

業務後の大人数（5人以上）での会食や宴会を避けること（注）、執務室内で昼食をとる場合に、マスクを外した状態での会話は控えること等の注意喚起を徹底する。

例えば、「分科会から政府への提言 感染リスクが高まる「5つの場面」と「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」」（[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/teigen\\_12\\_1.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/teigen_12_1.pdf)）を職員へ周知している。

（注）・感染拡大地域においては、会食や宴会自体をできる限り避ける。

- ・感染拡大が低下傾向であっても、会食や宴会を行う場合には、少人数（4人以下）で、お互いに体調確認をし、感染対策をとる。

#### 第 4 おわりに

裁判所においては，本とりまとめの整理に基づき本感染症に対する対策を確実に，かつ，継続的に行うこととし，本感染症の感染拡大を阻止し，利用者が安心して利用できる裁判所とすること，職員が安心して執務できる職場とすることに，引き続き取り組んでいく。

以 上

(庶ろ－15－B)

令和3年1月8日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局参事官 宇田川 公 輔

新型コロナウイルス感染症への対応について（事務連絡）

昨日、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県を対象地域として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言がされ、緊急事態措置を実施する期間が1月8日から2月7日までとされました。

今般変更された政府の基本的対処方針では、これまでの感染拡大期の経験や国内外の様々な研究等の知見を踏まえ、より効果的な感染防止対策等を講じていくとされ、対象地域において、社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面における効果的な対策の徹底、すなわち、飲食を伴うものを中心とした対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限すること、具体的には、飲食店に対する営業時間短縮要請、住民に対する午後8時以降の不要不急の外出自粛要請、職場への出勤等における在宅勤務、ローテーション勤務、時差出勤等の取組を強力に推進し、的確な感染防止策及び経済・雇用対策により、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立を持続的に可能としていくなどとされています。

今回の緊急事態宣言への対応については、上記のとおり、政府の基本的対処方針の内容自体が昨年4月の全国を対象とする緊急事態宣言時と異なること、また、裁判所において、これまで、昨年4月の緊急事態宣言時の対応の経験を振り返り、弁護士会等の外部からの指摘なども踏まえ、前回の経験を生かす視点から改善すべき



点についての検討を行ってきており、裁判運営の見直しや運用改善の取組を進めていること、専門家の助言を得て公衆衛生学等の専門的知見に基づき、感染のリスク態様に応じて整理した感染防止対策が実効的に実施されていること（「裁判所の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策」令和2年12月4日付け当職事務連絡参照）など、前回の緊急事態宣言時と大きく異なる状況にあることを前提とすると、裁判所の感染拡大防止と司法機関としての機能の適切な維持の両立を図るべく、一般の政府の基本的対処方針の趣旨や内容に留意した上で、効果的な感染防止対策を徹底しつつ、裁判手続の運用上の工夫や、在宅勤務等の一層の推進等を行うことによって、できる限り裁判業務を継続し、今回の事態によって生じる新たな法的紛争等への対応にも万全を期していく方針で検討していくことが相当であると考えられます。つきましては、上記対象地域に所在する裁判所においては、上記方針を踏まえ、地域の実情に即して検討を行い、庁としての方針を定め、関係機関の理解が得られるように努めることを含め、適切な対応を行っていただくようお願いします。

また、対象地域外に所在する裁判所においては、来庁可能性のある当事者や代理人等の事件関係者が上記対象地域に住所地を有する事件について、当事者等の意向を踏まえ、電話会議等の活用や期日の変更等により都道府県域を超えた人の移動を避けるなど柔軟な対応をすることを検討してください。

効果的な感染防止対策の徹底が上記方針の前提となることはいうまでもなく、マスク着用を確実にすること、体調不良者がいないことを確実にすること、「三つの密」の回避、手洗い・消毒、会食や宴会を行わないことなどの特に感染リスクの高い場面での対策を、改めて徹底していただくことをお願いします。

なお、緊急事態措置の対象地域等は、新型コロナウイルス感染症の今後の状況に応じて変動するものと考えられますし、対象地域外においても感染が拡大している地域もありますので、対象地域外に所在する裁判所についても、所在する地域の地方自治体独自の対応にも常に注意を払いつつ、在宅勤務の一層の活用等を含め、引き続き必要な検討及び実践を進めてください。

おって、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。

(庶ろ－15－B)

令和3年1月14日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局参事官 宇田川 公 輔

新型コロナウイルス感染症への対応について（事務連絡）

昨日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域として、栃木県、大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、岐阜県及び福岡県が追加され、これらの対象地域においては、緊急事態措置を実施する期間が1月14日から2月7日までとされました。

追加された上記対象地域に所在する裁判所においては、1月8日付け当職事務連絡でお知らせした方針を踏まえ、適切な対応を行っていただくようお願いします。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。